小口リースのトラブルに注意!

▶サプライヤーの販売行為によるトラブルが発生していますのでご注意ください。

例	確認する内容
「現在使用している電話機が	本当に電話機が使用できなくなる
つかえなくなる。」	か、通信事業者に確認してください。
(虚偽セールストーク)	
「物件が故障しても、リース	保守・保証の範囲、有償か無償かを
期間中はサプライヤー(販売	確認し、契約内容を書面で締結する
店)が責任を持つ。」	ことがトラブル防止につながります。
(あいまいな保守・保証)	
「ただで○○を差し上げる。」	リース会社が提供するものではな
(リースとは関係がない販売	く、リース契約とはまったく関係あ
促進)	りません。
「新たにリース契約をすれ	いままでのリース契約の残債務がな
ば、いままでのリース契約の	くなることはありません。
残債務(リース料)は、サプラ	まずは見積書に残債務が記載され
イヤー(販売店)が全額負担	ているか確認してください。
するので、お客様の負担は一	見積書に残債務の記載がない場
切ない。」	合、残債務の支払いがどうなるのか
(リース契約の解約に伴う残	サプライヤー(販売店)に十分に確
債務に関する虚偽の説明)	認してください。

- ▶悪質なサプライヤーがリースと偽り、他の契約(ローン、クレジット)を結ばせるケースもあります。
- ▶事業者間の取引はクーリングオフ制度が適用されませんので、契約書を締結する前に、しっかりと契約内容を確認してください。

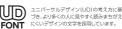
リース契約のお申込み内容にご不明な点などがある場合は、リース申込書(契約書)に記載されているリース会社に ご連絡ください。

> 社団法人リース事業協会 JAPAN LEASING ASSOCIATION http://www.leasing.or.jp

リース事業協会「リース相談窓口」相談専用ダイヤル 03-3595-2801

(お掛け間違えのないようお願いします) 受付時間: 平日 10:00~12:00/13:00~16:00

平成24年12月発行



小口リースを安心して ご活用いただくために

~トラブル防止のポイント~

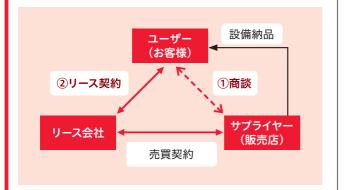
◆ 小口リース取引では、原則として、お客様は リース会社と直接お会いすることなく、サプ ライヤー(販売店)と商談を行います。

小□リース取引の対象設備(例) 電話機、複合機、ソフトウェア、ホームページソフト、 セキュリティ関連機器、節電器(電子ブレーカー)、 自動販売機等

- ◆ サプライヤー (販売店)の販売行為による トラブルが発生しています。
- ◆ 小口リースをご活用いただく事業者の皆様方は、サプライヤー(販売店)との商談に際し、見 積書などの書面で取引内容*を十分に確認し たうえでリース契約を締結してください。
 - ※ 例えば、対象設備の内容、解約条件、リース料金など。(リース期間中に支払うリース料総額の確認も 重要です。)

社団法人リース事業協会

小口リース取引の仕組み・注意点



1)商談

• お客様はサプライヤー(販売店)との間で設備導入 に関する商談を行います。

②リース契約

- リースのお申し込みはサプライヤー(販売店)経由 で行います。
- リース会社の所定の審査、リース会社の条件提示、 手続き後にリース契約を締結します。
- ※リースの対象設備はサプライヤー(販売店)が納品します。



商談時にサプライヤー(販売店)から必ず見積書 (導入設備の名称・数量、金額など記載)を取得し て、その場で内容を確認してください。

*リース事業協会加入の小口リースを行うリース会社にお いては、サプライヤー(販売店)から取得した見積書の内 容をお客様に確認することとしています。



リース申込書(契約書)に記載されている「リース 物件名」、「月額リース料」、「リース期間」を確認し たうえで、リース申込書(契約書)に記名(署名)・捺 印をしてください。

*リース期間中に支払うリース料総額の確認も重要です。



サプライヤー(販売店)経由でリース契約のお申 込みをいただいた後、リース会社からユーザーに 電話で契約内容などの確認をします。契約内容に ご不明な点がありましたら必ず申し出てください。



運 現在リースで使用している設備を新たな設備に更 新する場合、いままでのリース契約の取扱い(残 債務の支払など)をどうするか、現在、契約をして いるリース会社およびサプライヤー(販売店)と 十分に協議をしてください。

■ リース契約の特徴

①中途解約できません。

リース契約は中途解約できません。

(お客様とリース会社が合意によって中途解約する場合 は、残債務をお支払いただくことになります。)

②保守・点検は行いません。

リース会社はリース物件の保守・点検を行いません。トラ ブルを防止するために、保守が必要な物件は、別途サプ ライヤー(販売店)との間で保守契約を締結してください。 (保守契約は書面で締結することをお奨めします。)

③所有権はリース会社にあります。

リース物件の所有権はリース会社にあります。このため、 リース期間が終了した後は、リース会社に返還していただく か、リース期間を延長(再リース)していただくこととなりま す。お客様に所有権が当然に移転することはありません。

■ ほかの設備調達方法との比較 ■

設備を導入する場合にさまざまな調達方法があります。それ ぞれの特徴を理解したうえで、取引を行うことをお奨めします。

		リース	レンタル	銀行借入	割賦購入
2	中途 解約	できない ^(※1)	できる ^(※2)	できない ^(※1)	できない ^(※1)
	保守· 点検	お客様負担	レンタル 会社負担	お客様負担	お客様負担
	経費 処理	リース料の 全額経費 処理が可能	レンタル料 の全額経費 処理が可能	減価償却費と 利息の費用 処理が可能	減価償却費と 利息の費用 処理が可能
	所有権	リース会社	レンタル会社	ユーザー	ユーザー(*3)
	手続き	簡便	簡便	煩雑	簡便

- (※1) 合意で解約する場合は、残債務の支払が求められます。
- (※2) レンタル契約の内容によって異なります。
- (※3) お支払が完済するまで売主に所有権が留保されます。